

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

○旅館業法施行条例に規定する施設として指定する件を廃止する件

○旅館業法施行条例に規定する施設として指定する件
○会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件

告示

福島県告示第七十号

旅館業法施行条例に規定する施設として指定する件(昭和四十六年福島県告示第三百六十八号)は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

(食品生活衛生課)

福島県告示第七十一号

旅館業法施行条例(昭和四十三年福島県条例第三十六号)第二条第一項第四号に規定する施設を次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

1 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第一条第一項に規定する都市公園であつて、都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号)第二条第一項第一号から第三号までに掲げる配置及び規模の基準のいずれかを満たすもの(いわき市の区域に設置された都市公園を除く。)

2 独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成十一年法律第六十七号)第十一条第一項第一号の規定により設置された施設(いわき市の区域に設置された施設を除く。)

3 福島県自然の家条例(昭和五十年福島県条例第二十九号)第二条の表に掲げる福島県自然の家(福島県いわき海浜自然の家を除く。)

(食品生活衛生課)

福島県告示第七十二号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第三百八十一号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

表中「企画調整部文化スポーツ局」を「企画調整部避難地域復興局及び文化スポーツ局」に、「議会議務局」を「議会議務局並びに」に、「課及び」を「課並びに」に改め、「並びに福島県北地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「並びに福島県北地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長及び福島県北地方振興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属する准公所の長」を、「福島県中地方振興局の所管区域内に所在する公所の長の所管に属する事務」の下に「(ただし、福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長及び福島県農業総合センターに所属する准公所の長の所管に属する事務を除く。)」を、「福島県南地方振興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属する准公所の長」の下に「及び福島県南地方振興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属する准公所の長」を、「福島県会津地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長及び福島県会津地方振興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属する准公所の長」を、「福島県相双地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「及び福島県相双地方振興局の所管区域内に所在する福島県農業総合センターに所属する准公所の長」を、「福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する公所の長」の下に「及び福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長」を加える。

(審査課)